

愛知県 国家戦略特別区域

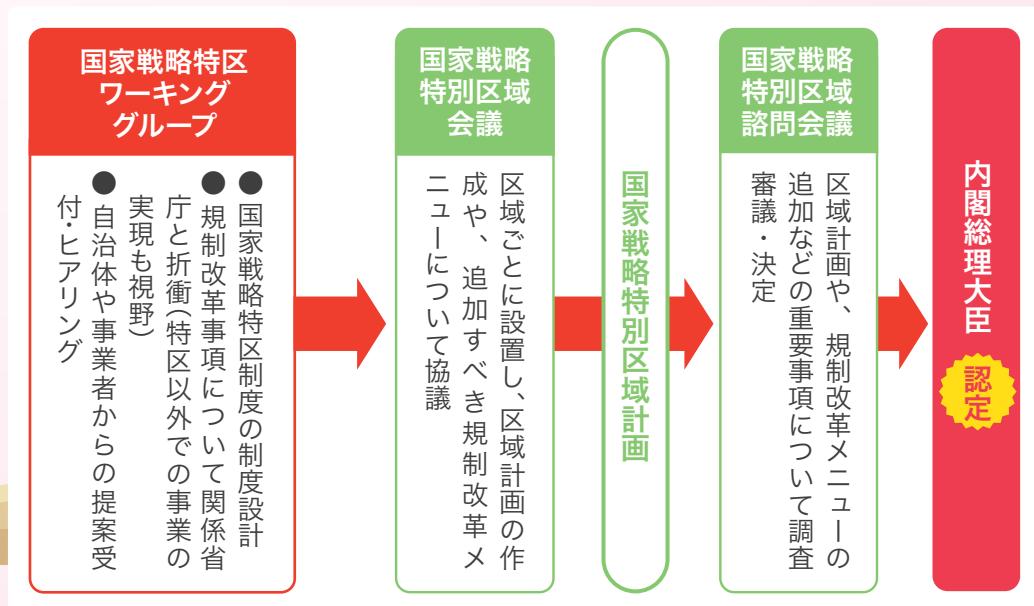
我が国随一の成長産業・先端技術の
中枢拠点の形成に向けて



国家戦略特区とは

国家戦略特区は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から規制改革を総合的かつ集中的に推進する取組です。

国家戦略特別区域会議が作成した国家戦略特別区域計画を、内閣総理大臣が認定することにより、区域計画に位置付けられた規制の特例措置等が適用されます。



◆ 愛知県の状況

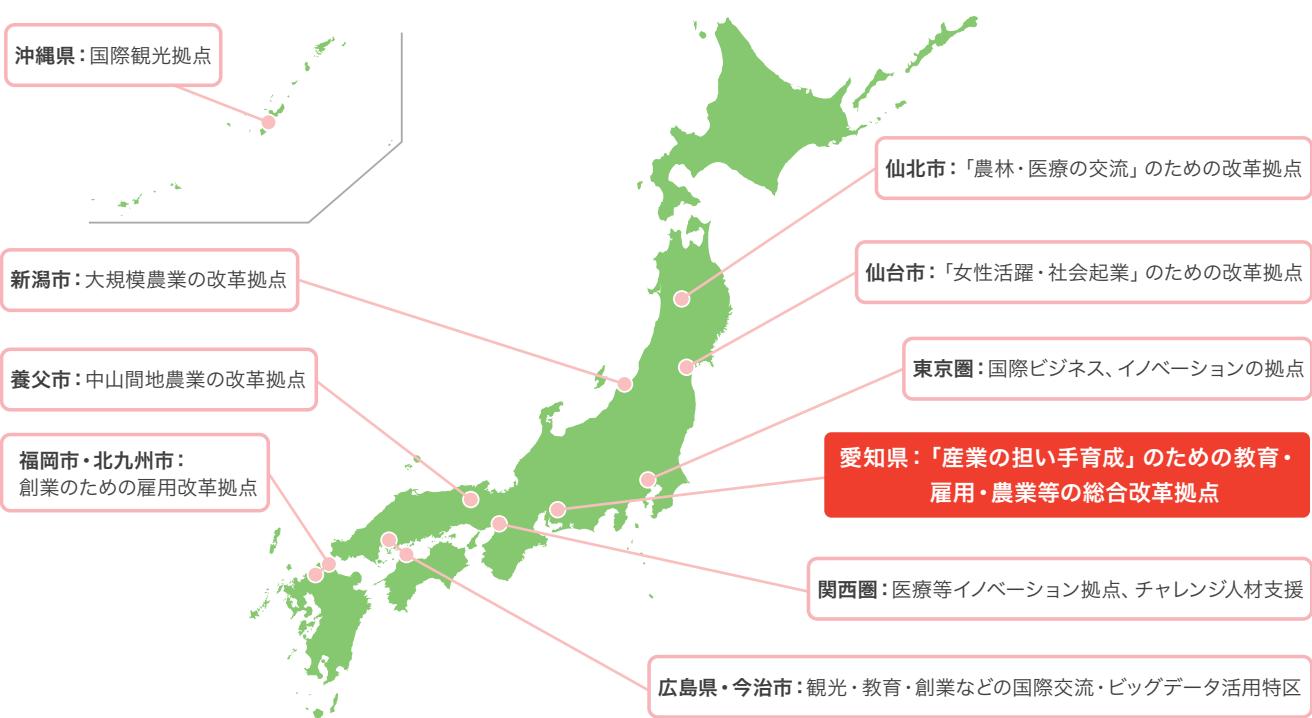
本県は、教育や農業分野での岩盤規制改革を断行する『「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点』として、2015年8月、県全域が国家戦略特別区域に指定されました。

目標

自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。

◆ 国家戦略特区の対象区域

※2025年1月現在
※スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区及びGX金融・資産運用特区を除く



有料道路管理の民間開放(有料道路コンセッション)

都市再生 全国初

都道府県等の道路管理者や地方道路公社などに限られている有料道路の管理・運営について、民間事業者による管理・運営を可能とする。

- 愛知県道路公社が保有する有料道路8路線について、2016年10月から愛知道路コンセッション株式会社（前田建設工業株式会社等が設立した特別目的会社）による管理・運営を実施しています。

規制緩和により期待される効果

利用料金の弾力化

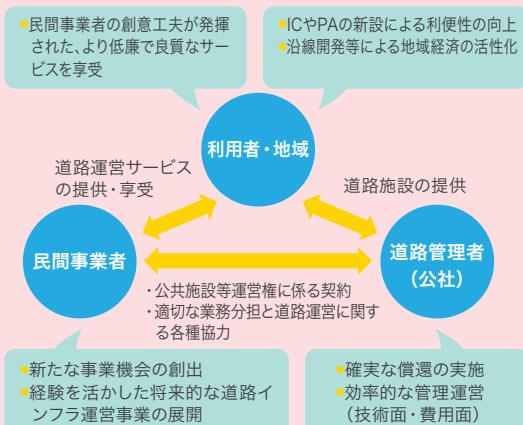
- 民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした柔軟な料金設定
(愛知県道路公社が構造改革特別区域法の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内)

PAにおける利便性の向上

- 民間事業者からの提案に基づくPAの特色ある整備・運営
(2018年7月に大府PA(上り線)、阿久比PA(下り線)がリニューアルオープン)
(2022年5月に大府PA(下り線)が新規オープン)

沿線開発による地域活性化

- 阿久比PA(上り線)(仮称)連結型事業「愛知多の大地」の実施
- 中部臨空都市におけるインターナショナルブランドホテル事業の実施
- 地域産業連携型バイオガス事業の実施
- 地域産業連携型物流事業の実施



愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営化

教育 全国初

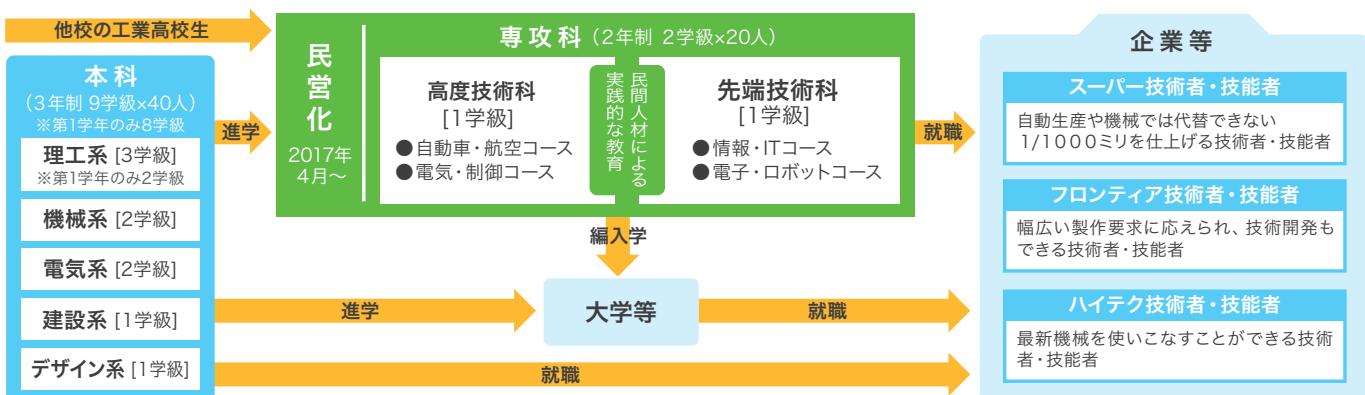
学校教育法上、設置者に限られている学校の管理について、設置者ではない民間事業者による管理を可能とする。

- 愛知総合工科高等学校専攻科について、企業や大学等と連携し、生産現場の動向・ニーズに具体的かつ迅速に対応した教育を可能とするため、2017年4月から公設民営化(指定管理法人:学校法人名城大学)を実施しています。

愛知総合工科高等学校校舎外観▶



愛知総合工科高等学校のイメージ



規制緩和により期待される効果

- 生産現場等で活躍し、実践的な技術・技能や豊富な知識・経験を有する民間人材(技能五輪メダリストや現代の名工などの熟練技能者、先端的技術を持った技術者など)の積極的な登用が図られる。
- 民間人材から生徒が直接指導を受けることで、
 - ◆生産現場のリーダーに求められる力を身に付けることが可能となる。
 - ◆生産現場の動向・ニーズに具体的かつ迅速に対応した教育の実施が可能となる。

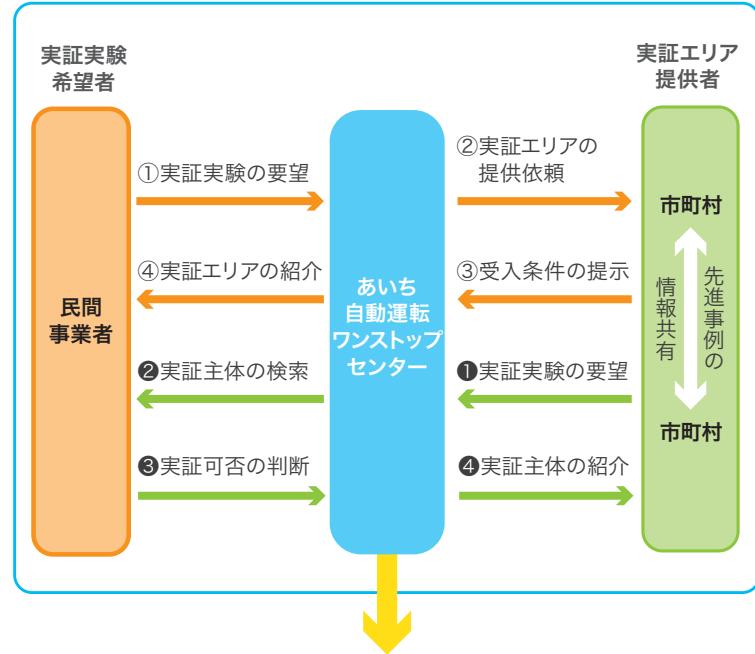
あいち自動運転ワンストップセンターの設置

近未来技術 全国初

愛知県が2014年度から全国に先駆けて実施している自動運転のワンストップサービスについて、公道実証に係る各種相談への対応や産学行政のマッチングなど、機能の充実を図り、企業等の更なる自動運転の実証実験を促進する。

あいち自動運転ワンストップセンターの概要

| | |
|------|--|
| 場所 | 愛知県庁本庁舎2階 (経済産業局産業部産業振興課次世代産業室内) |
| 営業時間 | 9:00~17:00 (土日祝日及び年末年始を除く) |
| 事業内容 | ①公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応、関係機関との調整 ②公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者(市町村)とのマッチング ③公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡(実施主体から提出のあった届出書の写しの提出) 等 |



ワンストップサービスによる実証の事前相談・情報提供 等

内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 國土交通省

農業支援外国人材の受け入れ

※新たな外国人材受け入れのための在留資格「特定技能」の創設により、国家戦略特区制度に基づく特定機関の新規申請受付は停止、外国人材の新規受け入れは2019年度末に終了。

外国人材 全国初

産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大による「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。

規制緩和により期待される効果

農業分野における労働力の確保による、本県が目指す「強い農業」の実現

農業委員会と市町村の事務分担

農林水産

農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする。

実施市町村

・常滑市

規制緩和により期待される効果

農業委員会が農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力することによる、農地の流動化の円滑化

雇用労働相談センターの設置

雇用

新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく円滑に事業展開できるよう、無料で各種相談サービスを提供する。

愛知県雇用労働相談センターの概要

| | |
|------|--|
| 場所 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち14F |
| 営業時間 | 9:00～20:30 (土日祝日及び年末年始を除く) |
| 対象者 | ①新規開業直後の企業(概ね5年以内)及び新規開業を目指す企業 ②日本国外から愛知県に進出を目指すグローバル企業等 ③愛知県における事業拡大に伴って雇用創出を目指す企業 ④①～③の企業で働く方 |



愛知県産業労働センター

～産業首都あいちの産業労働支援の拠点～

雇用労働相談センター

～雇用支援の専門機能～

(公財)あいち産業振興機構

～中小企業の総合支援窓口～

雇用労働相談センター

- 弁護士等による高度な専門性を要する相談対応
- 「雇用指針」の活用
- 多言語対応
- 出張相談

- ・創業プラザあいち
- ・国際ビジネス支援
- ・よろず支援拠点

名古屋駅から
✓地下通路で直結
✓徒歩5分

・国際ビジネス支援

- ・対日投資支援

ジェトロ名古屋貿易情報センター

～グローバルビジネス支援の専門機関～

あいち労働総合支援フロア

～働くことを幅広くサポート～

家事支援外国人材の受入れ

外国人材

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。

受入れ体制及び実施状況

本県と国の機関により構成される「第三者管理協議会」を設置し、特定機関(受入れ企業)を募集(2018年6月～)
特定機関の基準適合を確認(2018年10月)
家事支援外国人がサービスの提供を開始(2019年9月～)

協議会構成員

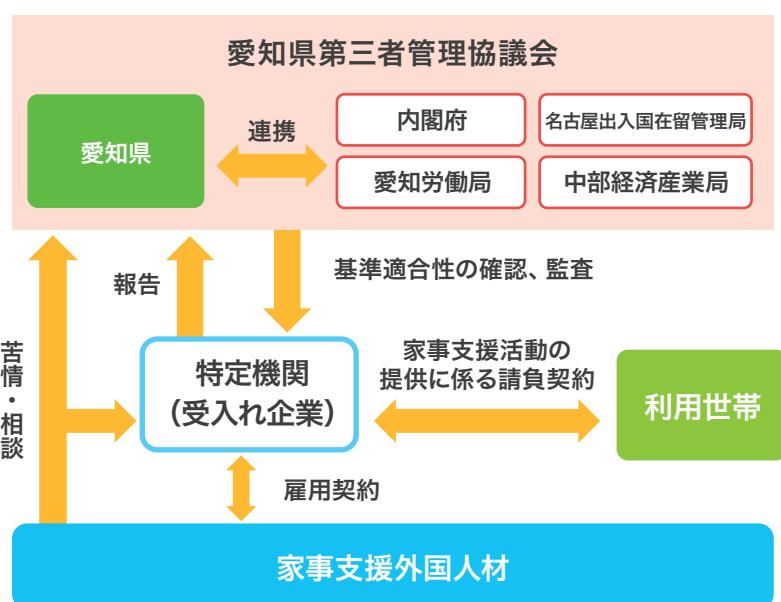
愛知県(事務局)、内閣府地方創生推進事務局、名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、中部経済産業局

事業実施区域

愛知県全域

規制緩和により期待される効果

- 增加する家事支援サービスの利用ニーズに応えるため、外国人材の受入れを進め、女性の活躍等を更に促進。



愛知県行政支援窓口及び愛知県人材流動化支援窓口の設置

創業

起業に必要な手続をオンラインで実施できる行政支援窓口と、スタートアップにおける専門的スキル等を有する人材確保を支援する人材流動化支援窓口を設置。



行政支援窓口・ 人材流動化支援窓口の概要

| | |
|----|--|
| 場所 | 名古屋市昭和区鶴舞1-2-32 (STATION Ai内) |
| 対象 | STATION Aiメンバー、県が行うソフト事業に参加するスタートアップ、県内で起業を目指す者、スタートアップへの就職を希望する者等 |
| 内容 | 起業に係る申請書等の作成支援、スタートアップ等と専門的スキルを有する人材との交流・マッチング、それらのイベント等の情報提供等 |

工場新增設促進のための関連法令の規制緩和

創業

市町村条例で、工場立地法で定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることにより、工場敷地の緑地面積率等の基準緩和を可能とする。

実施目的

余剰地が少ない既存工場の生産施設の建替え及び新增設を促進し、既存工場の定着を図るとともに、付加価値の高い工場の誘致を促進する。

基準の内容

| | 緑地の面積の 敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の 敷地面積に対する割合 | 重複緑地の緑地への 算入割合 |
|---------|----------------------|------------------------|-------------------|
| 国準則 | 20%以上 | 25%以上 | 25%以下 |
| 市町村準則 | 5~30% | 10~35% | 50%以下 |
| 国家戦略特区 | 1%以上 | 1%以上 | 100%以下 |
| (北名古屋市) | 5%以上 | 5%以上 | 50%以下 |

規制緩和により期待される効果

- 工場新增設等の投資を促進し、産業の国際競争力の強化及び地域経済の活性化につなげる。

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

保育

外国人乳幼児が多い認可外保育施設について、「外国の保育士資格保有者」や「外国人乳幼児の保育に知識経験を有する者」が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする。

実施市町村

・岡崎市

規制緩和により期待される効果

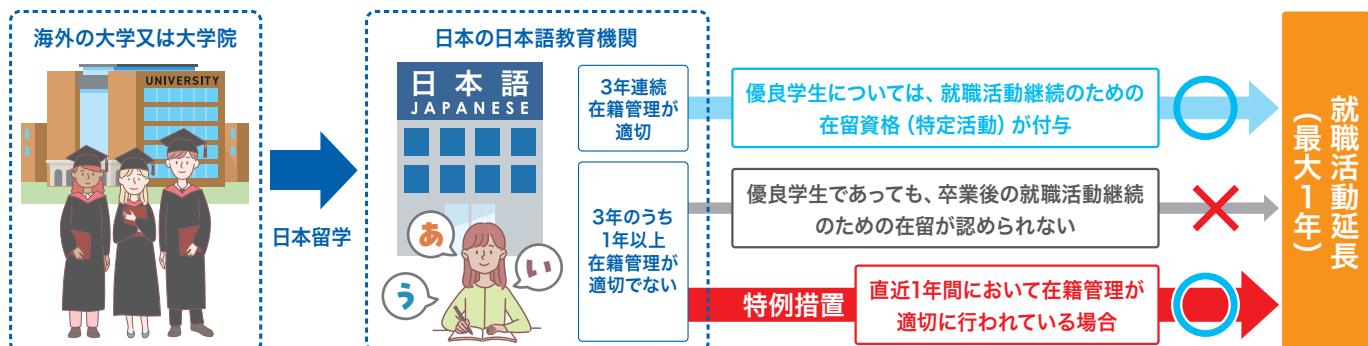
- 乳幼児と同じ言語を話せる保育従事者を積極的に採用できることで、認可外保育施設における円滑な人材確保が可能となる。
- 保育従事者と乳幼児の間で、円滑にコミュニケーションをとりながら保育できることで、乳幼児の処遇及び保育の質の向上を図る。

海外大学卒業外国人留学生の就職活動の促進

外国人材

日本語学校が推薦する優良学生については、在籍校が直近1年間において在籍管理が適切に行われている場合、「卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与」することを要件に、就職活動継続のための在留資格（特定活動）への変更を可能（最大1年間）とする。

特例措置



規制緩和により期待される効果

- 海外の専門性、日本で日本語力を身につけた優秀な留学生の就職促進及び人手不足の解消により、地域の国際競争力の強化につなげる。

国家戦略特区エンジェル税制

課税の特例

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除する。



①投 資



②優遇措置
(対象企業への投資額-2,000円)を
その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資の上限は、①総所得金額×
40%と②800万円のいずれか低い方

活用により期待される効果

- 個人投資家からの事業資金調達をさらに円滑化

事 業 者 • 株式会社AJクリエイト • アイティップス株式会社

国家戦略特区支援利子補給金制度

金融上の支援

中小・ベンチャー企業等が対象事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金（最大0.7%、5年間）を支給する。



融資
返済

利子補給金
(最大0.7%)

活用により期待される効果

- 事業資金を低利で借り入れることによる、事業の円滑な実施

事 業 者 • アイティップス株式会社 • 株式会社BFAセミコンダクタソリューションズ

国家戦略特区では、区域を限定することにより、規制の特例措置の整備や関連する諸制度の改革を集中的かつスピーディーに行うことが可能です。一方、国家戦略特区内での運用により生じる影響や効果を十分に見極めた上で一般制度（全国措置）として展開されることもあります。本県において活用した規制改革メニューのうち、全国展開となった規制緩和は以下のとおりです。

農家レストランの農用地区域内への設置

農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。

事業者 • 株式会社ブルーチップファーム • 株式会社デイリーファーム • 郊外田園クラブ株式会社

農業への信用保証制度の適用

農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするために、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。

農業生産法人^{*}の役員要件の緩和 ※2016年4月から「農地所有適格法人」に名称変更

農地を所有できる法人の役員要件が、「役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者」であり、かつ「更にその常時従業者である役員の過半が農作業に従事」する必要があったものが、「更に役員の1人以上が農作業に従事」していればよいこととする。

NPO法人設立手続きの迅速化

地域の様々な課題に取り組む特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間について、1か月要するところ、2週間に短縮する。

日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長

一定の要件を満たす外国人留学生について、日本語教育機関卒業後も就職活動を継続できるよう、卒業後最大1年間に限り、就職活動継続のための在留資格「特定活動」を特例的に認め、留学生の日本企業への就職を促進する。

保安林の指定の解除手続期間の短縮

県が行う工業用地造成事業における保安林の指定の解除手続において、解除する保安林の機能を代替する措置が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林の指定の解除の「確定告示」が行われ、手続期間が短縮する。

特定実験試験局制度の特例

電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」については、免許の申請から発給までに1~2週間を要するが、免許の申請から発給までの手続きを原則「即日」で行う。

事業者

- キャリオ技研株式会社
- 株式会社プロドローン
- 一般社団法人飛行体空間協議会

エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）

道路法では、道路の敷地外に余地がないやむを得ない場合（余地要件の基準）にのみ、道路管理者が道路の占用（多言語看板や広告塔などの設置）を許可することができるとされているが、国家戦略特区においては、国際的な活動拠点の形成などに資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る基準を緩和する（余地要件の適用を除外）。

事業者

- 名古屋駅地区街づくり協議会

●実施場所：市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線（全て名古屋市内）

オンラインによる服薬指導

登録薬局の薬剤師は、県内の一定の地域に居住する方に対し、オンライン診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。

対象地域

- 愛知県所轄区域（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市を除く49市町村）のうち、次の地域
●佐久島（西尾市） ●日間賀島・篠島（知多郡南知多町） ●新城市 ●北設楽郡設楽町・東栄町・豊根村
※上記の地域内でも本事業の対象外となる場合あり

保険外併用療養の特例

医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は国内承認済みの医薬品等を適応外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、厚生労働省通知では、先進医療技術審査部会での審査後に先進医療会議で評価するものを、部会と先進医療会議を合同開催するなど審査が迅速化される。

事業者

- 名古屋大学医学部附属病院
- 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
- 名古屋市立大学病院

高度人材ポイント制の特別加算

高度外国人材の受け入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与できる事業を実施する企業（地方自治体が認定）で就労する外国人を高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、10点を加算する。

創業人材等の多様な外国人の受け入れ促進

外国人が日本で創業するために必要な在留資格「経営・管理」を取得するためには、通常は上陸時に、「事業所の確保」とともに、「2人以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の投資」等の基準（上陸審査基準）を満たす必要があるが、地方自治体による創業活動計画の審査・確認がなされた場合には、これらの要件を上陸後6か月間猶予する。

国家戦略特区では、様々なメニューが活用できます！

※2025年1月現在

主な規制の特例措置（その他の規制の特例措置は、内閣府のホームページをご覧ください）

| 分野 | 規制改革事項 | 概要 |
|------|-------------------------------------|--|
| 都市再生 | 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し | ○居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。 ①民間都市再生事業計画の認定 ②土地区画整理事業の認可 ③都市計画の決定又は変更 ④開発行為の許可 ⑤都市計画事業の認可又は承認 ⑥市街地再開発事業の認可 ○特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。 ○グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。 |
| | 建築物用地下水の採取規制 地域における冷暖房利用の特例 | 地方自治体がリスク管理のための措置を講ずる場合に、実証実験を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に対して、地下水の採取に関する特例措置の実施。 |
| | 中心市街地活性化基本計画の認定の特例 | 中心市街地活性化基本計画に資する内容が記載された区域計画の認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の認定がなされたものとする。 |
| 創業 | 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 | 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。 |
| | 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化 | ○スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。 ○国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター（仮称）」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。 |
| | 一般社団法人等への信用保証制度の適用 | 一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするために、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。 |
| | 多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置 | テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。 |
| | 工場新增設促進のための関連法令の規制緩和 | 市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする。 |
| | 家事支援外国人材の活用 | 女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。 |
| 外国人材 | クールジャパン・インバウンド外国人材の受け入れ・就労促進 | クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受け入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。 |
| | 農業支援外国人材の受け入れ | 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。 |
| | 外国人美容師の育成 | 日本の美容製品の輸出促進や、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件の下、美容師としての就労を目的とする在留を認める。 |
| | 外国人エンジニアの就労促進 | 自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。 |
| | 滞在施設の旅館業法の適用除外 | 国内外旅行客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。 |
| 医療 | 国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁 | 二国間協定に基づく外国人医師については、①自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うこと、②外国医師人数枠の拡大、③外国医師が診療可能な医療機関の拡大を認める。 |
| | 外国医師診療所 | 臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受け入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。 |
| | 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 | 都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。 |
| | 医療法人の理事長要件の見直し | 医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。 |
| | 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 | 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。 |
| | 可搬型PET装置のMRI室での使用 | 可搬型PET装置について、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室での撮影を可能とする。 |
| | 薬局における調剤業務の一部委託 | 国家戦略特別区域において、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部（一包化に係るものに限る。）を当該他の薬局の薬局開設者に委託することを可能とする。 |
| 保育 | 「地域限定保育士」の創設 | 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。 |

| | | |
|-------|--|--|
| | 多様な主体による地域限定保育士試験の実施 | 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。 |
| | 小規模認可保育所における対象年齢の拡大 | 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。 |
| 保育 | 地方裁量型認可化移行施設の設置 | 保育の質の確保と向上を図りながら待機児童解消に取り組むため、認可外施設から認可施設への移行を目指すことや保育士不足のため認可外となった施設が、認可施設として再開するまで事業を継続する場合で、各都道府県が定める基準を満たした場合、通常の運営費の補助に加え、認可化移行計画の延長や、保育センター加算の取得を可能とする。 |
| | 外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例 | 国家戦略特別区域内の、利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設について"外国人の保育士資格保有者"や"外国人乳幼児の保育に知識経験を有する者"が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする。 |
| 雇用 | 雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 | グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。 |
| 教育 | 公立学校運営の民間への開放 | グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に解放。 |
| | 農業委員会と市町村の事務分担 | 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする。 |
| 農林水産 | 特定農業者による特定酒類の製造事業 | 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。 |
| | 特産酒類の製造事業 | 地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。 |
| 近未来技術 | 自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 | 自動車の自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の支援を行う。 |
| | 地域限定型規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験 | 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの高度で革新的な近未来技術に関する実証実験において、国・自治体・事業者の三者が一体となって区域計画を作成し、認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものとみなすことなどとする特例措置を講じる。 |
| 補助金 | 補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例措置 | 補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項の区域計画認定を以て、補助金等適正化法上の各省各庁の長の承認があったものとみなす。 |

課税の特例措置（2024年4月以降）

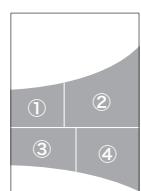
| 項目 | 支援対象事業 | 支援内容 | | |
|----------|--|---|-----|-----|
| 設備投資促進税制 | 国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受ける事業で、「医療」「国際」分野の事業 | ①機械・装置、開発研究用器具・備品 | 45% | 14% |
| 所得控除 | 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業で、「医療」、「一定のIoT等」分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業 | ②建物及びその附属設備並びに構築物 | 23% | 7% |
| エンジェル税制 | 特定事業：国家戦略特別区域法施行規則に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。 ①中小企業者が行う「医療」、「バイオ」、「農業」分野（施行規則第13条第1号）でのいずれかに該当する事業 ・産業の国際競争力の強化又は、国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業 ・産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な事業 ②小規模企業者が行う、創業及び雇用の促進に係る事業（施行規則第13条第2号）又は、国家戦略特区支援利子補給金（法第28条）の適用を受ける事業 | 特区の指定の日以後に設立され、特区内に本店又は主たる事業所を有し、左記の対象事業を営むなど一定の要件を満たした設立5年未満の法人について、所得の18%を課税所得から控除できる制度 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度 | | |

金融上の支援措置

| 項目 | 支援対象事業 | 支援内容 |
|----------|--|---|
| 利子補給金の支給 | 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する「医療」、「国際」、「農林水産」分野等の事業で、指定金融機関から資金の貸付を受けて行う事業 | 中小・ベンチャー企業等が対象事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金（最大0.7%、5年間）を支給 |

規制の特例措置の活用を希望する事業者や新たなアイデアを募集しています！

愛知県では、国家戦略特区において規制改革メニューを活用する事業者及び国家戦略特区における新たな規制改革に関する提案（アイデア）を募集しています。



〈表紙写真の解説〉

- ① 2022年5月にオープンした知多半島道路の大府PA（下り線）
(愛知道路コンセッション株式会社提供)
- ② STATION Ai（行政支援窓口・人材流動化支援窓口）
- ③ 常滑市内における自動運転の実証実験の様子（愛知県撮影）
- ④ 愛知総合工科高等学校専攻科での指導の様子（学校法人名城大学提供）

■問合せ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

📞:052-954-6089 🎤:kikaku@pref.aichi.lg.jp

最新情報は、Webで <https://www.pref.aichi.jp/kikaku/kokkatokku/>

